

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	3 4 1 0 1 3 3 8 8 3 7 0 0 0	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	5 1 4 0 0 0 1 0 4 5 6 8 6						

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
人材派遣業		株式会社ハーツネクスト 広島営業所		(〒 733 - 0812) 広島県広島市西区己斐本町1丁目17-13 (電話番号: 082-208-5586)				2025年4月20日から1年間	
時間外労働	①下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)			
	②1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注	作業部門	49人	8時間0分	5時間0分	45時間0分	360時間0分	
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫	管理部門	3人	8時間0分	5時間0分	45時間0分	360時間0分		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	臨時の受注		作業部門	49人	その他 (勤務表による)		1箇月に3日	08:00~17:00	
	取引先都合による業務の繁忙、納期のひっ迫		管理部門	3人	その他 (勤務表による)		1箇月に3日	08:00~17:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	2025年4月20日
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
納期のひっ迫	作業部門	49人	5時間0分		6回	80時間0分		25%	720時間0分	25%
										
限度時間を超過して労働させる場合における手続	原則として従業員代表者に対して事前に通達する。ただしやむを得ない事由により事前に通達できない場合には、事後、速やかに通達することとする。									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)								
	⑤・⑧	面談等を実施し、適切な医療機関と相談を実施する								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年04月20日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 一般職
氏名 重森 孝史

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年04月20日

使用者 職名 代表取締役
氏名 横山 康人

広島中央 労働基準監督署長殿